

過年度の介護保険料の還付未処理について

第 1 号被保険者（65 歳以上の高齢者）の方が亡くなられたことに伴い、介護保険料の特別徴収（年金天引き）で還付が発生した場合において、還付請求のあった一部の相続人の方に還付がなされていないことが判明しました。

概要については以下のとおりです。

1 対象の方

令和 3 年 8 月から令和 6 年 3 月までの期間でお亡くなりになり、介護保険料の特別徴収の還付が発生した方のうちの一部の方

2 対象人数及び金額

49 人 475,612 円

3 原因

○特別徴収された介護保険料については、年金保険者（日本年金機構など）から取り扱いの通知があるまで保留する必要があります。

○年金保険者からの通知をもとに介護保険料を相続人へ還付するか、または年金保険者に返還するかが確定します。

○還付及び返還が確定する期間については、年金保険者に対して死亡の手続きが行われる時期などにより、一定の期間を要します。

○今回、一定期間経過後、年金保険者からの通知が確認できない方について、年金保険者へ還付及び返還の可否について直接確認し速やかに判断すべきところ、事務の引き継ぎがうまく行われておらず、確認されないまま未処理となり還付がなされていないものです。

4 対応

還付がなされていない方には、文書にて謝罪及び経緯を説明し、速やかに還付の手続きを行います。

また、経緯につきましてホームページにも掲載しております。

5 再発防止策

今後は、相続人の方への還付手続きが確実に行われるよう、年金保険者への確認を確実に実施すること、事務処理マニュアルの精査、引継ぎの徹底を図ることなどにより、再発防止に努めてまいります。

担当部署・お問い合わせ先

筑紫野市 健康福祉部 高齢者支援課 （担当 谷）

住所 筑紫野市石崎一丁目 1 - 1 / 電話 092-923-1111（内線 450）

FAX 092-920-1786 / E-Mail kourei@city.chikushino.fukuoka.jp